

新潟市水道局保菌検査実施要領

(目的)

第1条 本要領は、新潟市水道事業管理者が管理する水道施設内における衛生管理の徹底を図るため、水道法（昭和32年法律第177号）第21条に基づく保菌検査の実施にあたり、具体的な運用を明確にすることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設内 本市が所有する水道施設（取水場、浄水場、配水場及びポンプ場に限る。）の敷地内をいう。
- (2) 業務従事者 施設内において請負工事、若しくは受託業務に従事する者をいう。
- (3) 所属長 新潟市水道局分課規程（平成19年新潟市水道局管理規程第1号）に規定する課長、事務所長及び浄水場長をいう。
- (4) 受注者 本市と請負契約、若しくは委託契約を締結した者をいう。
- (5) 保菌検査 水道法（昭和32年法律第177号）第21条に基づき、病原体が便中に排泄される感染症の病原体（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸チフス菌、パラチフスA菌）及び腸管出血性大腸菌O-157の保菌状況を確認する健康診断をいう。

(保菌検査の対象者)

第3条 保菌検査の対象者は、新潟市水道局職員（以下「職員」という。）及び業務従事者とする。ただし、次の各号に掲げるものは除外できる。

- (1) 施設内に立ち入る日数が12か月間に延べ30日未満である場合。この場合において、1日のうち4時間以上施設内で従事した日は1日として算入し、4時間に満たない従事日は算入しない。
- (2) 施設内に立ち入る範囲が、浄水場管理館その他の水道水に汚染の恐れがないことが明確な場所に限定される場合。

(3) その他水道施設を所管する所属長が不要と認める場合。

(保菌検査の実施)

第4条 所属長は、別に定める日程に基づき、前条に規定する対象者に対し、保菌検査を実施しなければならない。

2 受注者は、前条に規定する対象者に対し、業務を開始する前に保菌検査を実施しなければならない。ただし、施設内で業務に従事する日から起算して12か月前までの間に、受注者において本文に規定する保菌検査を実施している場合は、その結果報告書の提出をもって当該検査の実施に代えることができる。

3 保菌検査は、前回の検査日から起算しておおむね12か月を経過するごとに実施しなければならない。

4 施設内の配水池その他の池（所属長が別に定める池をいう。）内で作業する者は、第2項ただし書の規定を適用しない。

5 所属長は、職員の保菌検査を実施した場合には、その結果報告書を速やかに浄水課へ提出しなければならない。

(水道技術管理者への報告)

第5条 浄水課長は、前条第5項に規定する結果報告書を取りまとめ、速やかに水道技術管理者へ報告しなければならない。

2 受注者は、保菌検査の結果報告書を、請負工事、若しくは受託業務を所管する所属長へ提出しなければならない。この場合において、結果報告書を受領した所属長は、速やかに当該結果報告書を水道技術管理者へ報告する。

(検査項目)

第6条 保菌検査の検査項目は、第2条第5号に規定する病原体（腸管出血性大腸菌O157を含む。）その他必要に応じ指示する病原体とする。

(陽性反応者が確認された場合の措置)

第7条 保菌検査の結果、陽性反応を示した者（以下「陽性反応者」という。）を確認し

た場合は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 職員 所属長は、直ちに水道技術管理者及び総括安全衛生管理者へ報告するとともに、当該職員が属する所属の全職員を対象として、臨時の保菌検査を実施する。

(2) 業務従事者 受注者は、直ちに請負工事、若しくは受託業務を所管する所属長へ報告するとともに、当該業務従事者が従事する請負工事、若しくは受託業務における業務従事者を対象として、臨時の保菌検査を実施する。

(陽性反応者に対する措置)

第8条 総括安全衛生管理者は、所属長より陽性反応者の確認報告を受けた場合には、産業医又は医師の意見を聞き、その意見に基づいて、当該陽性反応者に勤務面及び医療面に関する指示を行うとともに、所属長にその指示内容を通知する。

2 所属長は、陽性反応者の検査結果が陰性反応を示すまでの間、陽性反応者を施設内に立ち入りさせてはならない。

(結果報告書の保存)

第9条 保菌検査の結果報告書は、保菌検査を行った日から1年間保存する。

2 受注者から提出を受けた保菌検査の結果報告書の保存は、前項の規定に準ずる。

3 前項の規定にかかわらず、第4条第2項ただし書の規定による保菌検査を実施した場合は、結果報告書の提出日を起算日とする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、保菌検査の運用に関し必要な事項は、水道技術管理者が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年7月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。